

社会福祉法人群馬県社会福祉協議会
ひとり親家庭に対する住宅支援資金貸付事業について

この事業は、自立に向けて意欲的に取り組む母子・父子自立支援プログラム（以下、「プログラム」という。）の策定を受けたひとり親家庭の方々に対し、住宅支援資金を貸し付け、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とします。

◆概要◆

1 貸付対象者

- 群馬県内に住所を有していて、次の（1）及び（2）に該当する方
(1) 児童扶養手当の支給を受けている方（又は同等の所得水準の方）
(2) プログラムの策定を受けている方

2 貸付額等

- (1) 貸付額は、入居している賃貸住宅の、管理費および共益費を含めた家賃の実費（上限7万円）※他制度と併用によって変動の可能性有り。
(2) 貸付期間は、12か月の範囲内
(3) 利子は、無利子。連帯保証人不要。
「8 返還」の事由に該当し、正当な理由なく返還期間を過ぎても返還が完了しない場合は年3%の延滞利子を徴収します。

◆申請方法◆

3 申請方法

下記の書類を添えて、プログラム策定機関（群馬県母子家庭等就業・自立支援センター）を通じて県社協会長へ申請を行ってください。

- (1) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書（要領様式第1号）
(2) 戸籍謄（抄）本
(3) 身上調書（要領様式第2号）
(4) 児童扶養手当証書（写）※児童扶養手当の支給を受けていない方は所得証明書
(5) 住民票（世帯全員の記載があるもの。住民票コード、個人番号以外に省略のないもの）
(6) 母子・父子自立支援プログラム（写）
(7) 賃貸借契約書の写し等住居費が分かるもの
(8) 住居確保給付金を受けている場合はその決定通知書（写）
(9) その他、貸付申請に際し、参考となるもの

4 貸付決定

申請書類を審査し、貸付の可否を決定して通知します。

貸付が決定した方は、借用書に署名捺印（実印）のうえ、印紙を貼付し、印鑑証明書

を添えて、提出していただきます。併せて、振込口座届出書を提出していただきます。

5 貸付金の交付について

貸付金の交付は、原則2か月に1回（偶数月）交付します。

※審査の状況によって変動する可能性があります。

◆免除、契約解除、返還◆

6 免除

現に就業していない方が住宅支援資金による貸付を受けた日から1年以内に就職又は現に就業している方がプログラム策定期より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業を継続したときには、申請により返還債務が免除となる場合があります。

7 解除

次のいずれかに該当するときは、契約を解除します。

- (1) 心身の故障のため、就業の見込みがなくなったと認められるとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) その他住宅支援資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

8 返還 ※返還期間は最長5年以内

次のいずれかに該当するときは、貸付金を返還していただきます。返還の方法は、返還事由が発生した翌月から、一括又は月賦等均等払により、納入通知書にて金融機関の窓口から納付していただきます。

- (1) 住宅支援資金の貸付契約が解除されたとき。
- (2) 貸付終了後、1年が経過したとき。
- (3) 死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

◆届出の義務◆

9 届出

貸付を受けた方は、各種書類の届出等を行う必要があります。届出を行わない場合は、貸付金を速やかに返還していただきます。ご注意ください。

- (1) 貸付を受けた方の氏名、本籍地、住所、電話番号に変更があったとき。
→「氏名等変更届」（要領様式第20号）
- (2) 就職、再就職、退職、休職、復職等をしたとき。
→「就業（変更）届」（要領様式第22号）
→「在職期間証明書」（要領様式第15号）
- (3) やむを得ない事由により返還ができないとき。
→「訓練促進資金返還債務猶予申請書」（要領様式第14号）
- (4) 貸付を受けた方が死亡したとき。
→「訓練促進資金借受人死亡届」（要領様式第26号）

◆留意事項◆

10 留意事項

下記留意事項にご注意ください。

- (1) 貸付期間中に婚姻(事実婚を含む)されると契約は解除され、返還となります。
(ただし、契約解除前の貸付分が免除条件に該当する場合は返還を免除できる可能性があります。)
- (2) 他制度による支援を受けている場合には、支援を受ける額の差額を貸付上限とします。
- (3) 原則として、申請前に、群馬県社会福祉協議会から説明を受ける必要があります。
- (4) 審査等を踏まえて貸付の適否が決定されますので、ご希望に沿えない場合もありますので、ご了承ください。
- (5) 正当な理由が無く、期日までに貸付金の返還をしなかったときは、延滞利子の支払い義務が生じます(返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3%とします。)。

◆お問い合わせ先◆

～プログラム策定～

群馬県母子家庭等就業・自立支援センター
住 所：群馬県前橋市新前橋町13-12
(群馬県母子寡婦福祉協議会内)
電 話：027-255-6636
メ ー ル：gunboshi@boshikai-gunma.jp
受付時間：9時～17時
(土・日・祝祭日を除く)

～貸 付～

群馬県社会福祉協議会 福祉資金課
住 所：群馬県前橋市新前橋町13-12
電 話：027-255-6031
受付時間：8時30分～17時15分
(土・日・祝祭日を除く)